琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　日本政府援助本土米供与(産業開発資金)(2)

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2019-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43578

秘密表示（朱印）
極秘
無期限
部の内号

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	2
付属			

発送日 処理日 昭和45年7月31日
発信 タイプ 校

文書課長 公信案（分類 ）

公信番号 米北1 第246号 公信日付 昭和45年7月31日

~~大臣~~ ~~政務次官~~ ~~事務次官~~ ~~外務審議官~~ ~~外務審議官~~ ~~官房長~~	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	起案 昭和45年7月2日 起案者 石河 電話番号 446

協議先
大洋州課長

受信者 在豪州 斉藤大使
発信者 愛知 大臣

写送付先
（希望発送日） 月 日

件名 電信転報（本土米対沖縄供与（対米申入れ））

GA-2 外務省 31 29 回覧番号 1772

米北1 第246号
昭和45年7月31日

在豪大使殿

外務大臣

電信転報（本土米の対沖縄供与（対米申入れ））

本件に関する下記電信（1）通を転報する。

記

45年7月28日 大臣発 在米下田大使あて 沖縄高等弁務大使 合第3536号

付属添付

GA-4 外務省

極秘
無期限
部の内号

高橋大使

アメリカ局長
参事官
大洋州課長
北米第一課長
専門機関課長

豪州米の対沖縄輸出に
関する豪州政府の申し入れ

45. 7. 18
米北 1.

1. 7月18日午前、在京豪大使館マックスウィーニー公使は大河原参事官を来訪、本国政府の訓令に基づくものなりとして、琉球政府71及び72会計年度における同政府の米輸入の日、米、豪、のshareを日本40,000トン、米22,500トン、豪15,000トン、その他2,500トン（share

GA-5 外務省

1680

の基礎は外米輸入を80,000トンとする琉球政府のRice Advisory Councilの見解に基づく）と致したき旨を申し入れたく、右ご検討ねがいたいと述べ、別添ペーパーにしたがい説明をした。（先方 ミルウッド参事官、当方 佐藤（嘉）、佐藤（行）、同席。）

2. これに対し大河原参事官より、本土米と外国産米との比率を4対6とするとの豪州政府提案は米国政府と討議した上での提案なりやと質したところ、先方は~~そうではないとassumeして~~~~おり~~、豪州政府の方針はまず日本政府に申し入れをせんとするものである旨答えた。

ので、本件計画につき、米側と事前の打合せをしていないと了解している

3. 次いで大河原参事官より、豪州政府提案は琉球政府72会計年度の計画にまで言及して

GA-6 外務省

いるが、沖縄返還の時期は72年の出来るだけ早い時期とされており、事務当局としては遅くとも同年夏前との目途で検討しており、従って右提案に72年会計年度の分まで考えておられることは若干問題なしとしない ~~意味のないことである~~と前置きの上、71歴年においては本土米の対沖縄供与の量は、70年の3万トンをsubstantiallyに上廻る可能性が極めて強いとして、次の様に述べた。

(1)、復帰の時期が確定している訳ではないが、沖縄復帰後は外国産米の輸出入管理に関する現行本土法がそのまま沖縄にも適用されるものであり、従って復帰後は外国産米の沖縄への輸出はいっさい認められなくなる。

(2)、これに対処するため沖縄住民としても今から

本土米の嗜好になれておく必要があるとの考慮より、琉球政府は外国産米の輸入を極力押え本土米の供与を受けたいと強く希望している。

(3)、沖縄の本土復帰による沖縄の低水準産業への復帰ショックを最小限にするために、施政権返還前に沖縄の産業開発、本土との格差是正を早急に図る必要があり、そのための開発資金をつくるための手段として本土米供与計画は極めて重要である。（本土米の対沖縄供与は、日本政府が供与し得る唯一の無利子、長期の金融手段である。）

(4)、以上の理由から、琉球政府としては、明年より、外国産米の輸入を排除し、輸入依存量の8万トン全量を本土米買入れに振り向けることを強く希望している次第である。

(5). 日本政府としては、上記の事情を考慮し、かつ急激な市場の混乱をさけることも配慮しつつ、来年の供給量を検討している次第であるが、沖縄の農業・漁業開発の必要性の強さからみて、来年の供与量は70年供与量を大巾に上廻るものとなろう。

(5). なお沖縄の米穀輸入計画を決定するのは琉球政府であり、従って日本側より輸入する分以外に、米豪のいずれより、どれだけ輸入するかについては日本政府の直接関知するところではない。

4. 当方より先方に日本米の share を4万トンとした根拠をたづねたところ、先方は昨年の経緯を承知しているところでは、3年間に12万トンの供与を日本政府が考えられているとのことであったので、年間4万トンとした次第なる旨

述べた。これに対し大河原参事官より、昨年の本土米供与計画は返還についての合意が出来るかなり前に検討されたものであり、従って1972年返還確定という事態の下で計画全体が再検討されている旨述べ、来年の供与量が本年を大巾に上回ることになる旨強調した。

5. 先方はさらに、本件提案をGRIに対しても本国政府の正式提案として申し入れるようとの訓令も受けているが、右についての日本政府の感触如何と述べたので、大河原参事官より琉球政府は施政権者たる米国の下にある政府であり、従って外交交渉権限を有しない旨指摘の上豪州政府がかかる性格の琉球政府を相手に正式申し入れ云々ということについては、若干疑問

なしとしない旨述べるとともに、いずれにせよ日本政府としては豪州側が右アプローチをされることについては、yes. とも no. とも言う立場にない旨述べた。

先方はまた琉球政府の翁長農林局長が目下在京中であると聞いているが本件申し入れを那覇でやるのと、或は同局長に東京でアプローチするのと何れが適当なりやと質したので、大河原参事官より翁長局長が在京中ならば東京で同局長と話し合われるのは一つのアプローチの方法として適当であろう旨述べておいた。（註：

那覇で申し入れられた場合には、米国と共同戦線を張られかねないことになるので右ラインにて応酬した。）

6. 最後に当方より重ねて豪州のshareがどの位になるかは8万トンから本土米供与量を差し引いた量の枠内で米国と話し合うべき問題である旨述べたところ、先方は、15,000トンのshareが確保されない場合には豪州農民にとりgrave problemを提起することとなるべしと述べて辞去した。

7. (1) 本件申し入れに関する今後の方針。

(a) 豪州側が自己のshare確保に昨年以上に強い関心を示し、今後とも当方に対しその主張強い関心を示し、今後とも当方に対しその主張を繰り返してくることは十分予想されるも、交渉の進め方として米豪双方を同時に相手として話を進めることは米豪連合して当方に対し市場の割り

当てを求めてくる可能性を強くし、好ましくないので

(イ) 豪州に対しては、当面 豪州米を含め、沖縄側が

本土米以外に何処からどれだけの米を輸入するかは日本政府の関知するところではないとのラインで応酬し、その間に (ロ) 71歴年本土米供与に関する~~日本~~対米交渉を進め、右が妥結した段階で、右合意を豪州側に通報するとの方針で対処することと致したい。

(2) なお、余剰農産物処理に関するFAOの勧告は当該余剰農産物の放出にあたって市場の安定確保のため関係諸国間で協議すべき旨を述べているが、(イ) 沖縄がやがて本土に復帰する日本の領土であるとの特殊関係にあること、かつ、(ロ) 本土米供与の計画は、沖縄の産業の振興開発のための資金源を確保することにあり、本計画は

そうとは
いえない
やはり共同

通常の第3国に対する余剰農産物の放出とは基本的に性格を異にしていることを強調しつつ対処してゆくことと致したい。

AIDE MEMOIRE

RICE: OKINAWAN IMPORTS

1. Points raised at interview - principle of additionality:

This is one of the foremost features of the FAO principles on surplus disposal to which Japan has acceded. Under these principles any aid granted to a particular market should be additional to normal commercial imports (UMR). Major donors have generally regarded the average annual imports over the previous five years as a basis for determining the UMR. On this basis Japan should establish a UMR of 85,900 m/t, i.e. the average of annual imports of brown rice in the five years from 1964/5 to 1968/9.

2. Special relationship between Japan and Okinawa:

It is conceded that given this special relationship, and particularly the prospective reversion of Okinawa, it would not be reasonable to expect the UMR for Okinawan commercial rice imports to be established at the above level. Nevertheless Australia considers that Japan should plan its proposed aid programme so as to permit a reasonable level of commercial sales of rice to Okinawa pending reversion. Australia looks to Japan as the major donor to exercise its influence to this end.

3. Commercial Imports:

In view of the fact that Okinawa is estimated to have to import 80,000 m/t of rice p.a. and that Japan has legislated to supply aid rice to Okinawa, we would see the balance of the market, pending reversion, to be made by commercial imports.

4. Allocation of Commercial Imports:

In Australia's point of view the commercial component should be filled, if not by open competition between interested commercial suppliers, then by allocated shares on the basis of performance in a recent representative period. On the basis of the latest available two fiscal years the volume of rice supplied by the U.S. and Australia was shared on a basis of 60/40. Using this formula and assuming Japanese supplies at 40,000 m/t p.a. (milled rice) the allocation of the trade over each of the two years ending 30th June 1971 and 1972 would be as follows:-

	m/t milled rice
Total	80,000
Japan	40,000
U.S.A.	22,500
Australia	15,000
Others	2,500

17th July 1970
JRM:BJS

OKINAWA: RICE IMPORTS

TALKING POINTS FOR REPRESENTATIONS

1. Fiscal Year

The Rice Growers Co-operative Mills, Leeton (RGCM) have generally negotiated for the supply of rice from their new crop (harvesting begins in March) to Okinawa during the following financial year.

Accordingly they went to Naha early in 1970 expecting to make sales in respect of the financial year ending June 1971, from the crop that was about to be harvested.

They learned shortly after arrival in Naha that Okinawan planning had been switched away from a fiscal to a calendar year basis presumably to fit in with the calendar year planning of Japanese aid rice. This change in planning of necessity involved inclusion of sales ex the previous crop and delivered in January and February 1970, as part of their share of the market in calendar 1970.

We now understand from the Okinawan press that the Okinawan Rice Advisory Council is planning imports (on the basis of total annual requirements of 80,000 m/t) on a fiscal year basis.

These developments have heightened our concern about the prejudice to Australia's legitimate trade interests in the commercial rice market in Okinawa.

2. Plan for next two fiscal years

We accordingly felt that it would not be unreasonable to put forward a plan in respect of the next two fiscal years.

We consider this plan a reasonable compromise and we request Japan give it close and earnest consideration.

AUSTRALIA: RICE EXPORTS TO OKINAWA

	(A) Overseas Trading	(B) Rice Growers Shipment figures
1959/60	8,954	8,155
1960/61	2,498*	7,445
1961/62	2,005*	5,754
1962/63	9,902	9,902
1963/64	14,167	12,798
TOTAL	37,526	44,054
1964/65	10,810	9,314
1965/66	11,603	11,604
1966/67	16,351	20,192
1967/68	26,073	26,086
1968/69	22,062	22,649
TOTAL	86,899	89,845

* possibly do not include a total of 6,248 of broken rice.

秘密表示（朱印）
極秘
無期限
部の内号

あて先別
付属校査渡し

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	3	1	
付属	その他		

発送日 処理日 昭和45年7月24日
発信 タイプ 校査

文書課長

公信案（分類 ）

公信番号 米北1合 第 2809 号
公信日付 昭和45年7月24日

大臣	主管	起案 昭和45年7月22日
政務次官	アメリカ局長	
事務次官	参事官	
外務審議官	北米オー課長	
外務審議官		起案者 電話番号
官房長		446

協議先
大洋州課長

受信者
在米 下田大使(3-1)
在豪 斉藤大使(3-2)
在沖縄 吉岡代表代理(3-3)

発信者
保利外務大臣 臨時代理

写送付先

（希望発送日）
月 日

件名
豪州米の対沖縄輸出に関する豪州政府の申入れ

GA-2 外務省 24 73 回覧番号 1694

＊ 秘密標準（赤色）

米北1合オ2809号
昭和45年7月24日

外務大臣

（件名）
豪州米の対沖縄輸出に関する豪州政府の申入れ

引用公・電信日付・番号

7月18日 在京豪大使館マックスウィーニー公使は アメリカ局大洋州参事官を来訪、本国政府の訓令によるとして、豪州米の対沖縄輸出に関し申し入れ越したので、その際の記録写しを貴使参考まで別

※ 付属添付 付属空便（行）□ 付属空便（DP）□ 付属船便（貨）□ 付属船便（郵）□

（※印は文書課記入）

GA-2-1 外務省

2

送付する。

本信送付先　米、豪、沖縄復帰準備委
日本国政府代表代表

GA-4　外務省

秘
無期限

大洋州課長　総務参事官　アメリカ局長
ミコピー（前田）（スミ）
専門機関課長　国際貿易課長　参事官
政策課長　北米オ二課長　北米オ一課長
高多次長（スミ）
朝海局

在豪、米、沖縄に至

対沖縄本土米供与計画について
（在京、豪州大使館への通報）

45. 7. 29
米北一

1. 豪州米の対沖縄輸出に関する豪州政府の対日申し入れの至緯もあり、29日午前、大河原参事官は在京豪州大使館マックスウィニー公使に対し、1971年（丁年）における対沖縄本土米供与は玄米ベースで7200トンとしたい旨考である旨参考までに電話で通報した。

GA-6　外務省

[redacted]

2、これに対し、マックスウィーニ公使は

日本政府が沖縄に7,2,000トンも本土米を供与するとなれば、沖縄はコマーシャルベースであとどの位の量を輸入する見通しであるかと~~質した~~述べたので、大河原参事官より、それは沖縄における米の需要(量)如何によるであろうと~~述べておいた~~答えた。

(先方は従来のデータからみて1.3万ないし1.4万トン位ではなかろうかと述べていた。)

3、「マ」公使はさらに日本政府の~~米側への申し入れ~~(今回の決定)は先般の豪州政府の申し入れ(別添参照)を十分考慮に入れてなされたものかと質したので大河原参事官より、その通りである~~と~~と答えておいた。

4、「マ」公使はさらに先般琉球政府の翁長(おなが)農林局長と会談した際、本年の本土米供与として本年9月及び10月に、15,500トンの量の契約がなされていると聞いたが、右を確認したいと質したので、大河原参事官より、本年(歴年)の本土米供与量が、玄米ベースで33,000トンであることは承知しているが、9月及び10月分についての具体的な契約内容については自分は承知していない旨述べておいた。

GA 6 外務省

秘密表示（朱印）

無期限

付属校査渡し

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	3	1	4
付属	あり（その第1）		

発送日 処理日 昭和45年8月6日

発信 タイプ 校査

文書課長

公信案（分類 昭和45年8月 5日）

公信番号 米北1合 第 2989 号　公信日付 昭和 年 月 日

~~大臣~~
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
~~官房長~~

主管
アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

起案 昭和45年7月31日

起案者 ハマ中　電話番号 446

アト 石河事務官へ

協議先

受信者 在豪 斉藤大使
在米 下田大使
在沖縄 高瀬大使

発信者 外務大臣

写送付先

（希望発送日） 月 日

件名 対沖縄本土米供与計画につき在京豪大使館への通報について

GA-2　5　212 外務省　回覧番号

＊ 秘密標準（赤色）

米北1合オ2989号
昭和45年8月 5日

在外公館長殿

外務大臣

（件名） 対沖縄本土米供与計画につき在京豪大使館への通報について

引用公・電信日付・番号 昭和45年7月31日付 往信 米北1合オ2937号
昭和45年7月24日付 米北1合オ2809号

7月29日アメリカ局大河原参事官は、在京豪州大使館マックスウイーニ公使に対し、1971年（暦年）における対沖縄本土米供与計画につき通報したので、同記録写1部貴使参考までに別添のとおり送付する。

※ 付属添付 ☑　付属空便（行）☐　付属空便（DP）☐　付属船便（貨）☐　付属船便（郵）☐

（※印は文書課記入）

GA-2-1　外務省

本信送付先　　豪、米、沖縄復帰準備委員会日本国政府代表